

を今しようとして水際作戦に取り組んでいるところでございます。

○勝木健司君 育成者権の対象追加や、あるいは特許権等の輸入差止め申立て対象への拡充を図られるということで、今後、知的財産権の侵害物品への水際対応は、質、量ともに今まで以上に増大することが見込まれるわけであります。

そこで、当然現場で対応する税関職員の負担も大きくなろうかというふうに思われるわけですが、来年度の税関の機構改革では、知的財産調査官のボストが一つしか増設をされないとの話を聞いておるわけであります。しかし、それは、せっかく法整備は整つてきておるわけでありますけれども、執行体制は今までと変わらない状態ということであれば、何のための改正なのかとふうに思います。

そこで、模倣品の存在は我が国企業や経済に深刻な状況をもたらして、今後、我が国は知的創造立国として進んでいくためのやっぱり障害にならうかというふうに思われるわけでありますので、税関における取締り体制の、これを実効あるものとするためには、税関機構の充実あるいは十分な要員の配置、職員の専門知識の向上等が当然不可欠になってくるんだろうと思うわけがありますけれども、今後、その点、どのような体制を作つておつもりなのか、できるだけ具体的に回答をいただきたいと思います。

○政府参考人(田村義雄君) お答え申し上げま

す。ただいま副大臣から御答弁申し上げましたように、今回の改正案において二点、一つは育成者権侵害物品の輸入禁制品への追加、もう一点は特許権、意匠権等侵害物品に係る輸入差止め制度の導入と、この二点、知的財産権関係でお願いをいたしているわけでございます。

そこで、これらの法改正に関しましては、やはりまず特許庁やあるいは農林水産省等関係省庁と十分緊密な連携を図つていきながら、まず機構、

人員の面におきましては、税関におきましては、これまで少しずつながら増員を図ってきたところでございますが、これ、全体の人数につきましてはこ

れまで少しずつながら増員を図つておるわけでもありますけれども、今回、このような改正の重複性も踏まえまして、今後とも更にこの人員の増加に努めてまいりたいと考えております。

また、研修の方につきましては、水際取締りの実効性を確保していくためには、やはりまず権利者からの侵害に関する的確な情報をいたやすくことが大前提でございますが、そうした情報を含めて、職員に対する研修セミナー等を実施しまし

て、職員の能力向上に努めていくことが不可欠であると考えておりますので、まず輸入差止め申立て制度の利用を促して、そしてどういうものが真正品でどういうものが偽物かというふうな見分け方等の情報も十分求めながら、これらの情報を關係職員に周知するとともに、及び税関における研修等によりまして、知的財産権侵害全体の一般的な研修等も含めまして、知識、技能等の習得をお伺いをしておきたいと、そのように考えております。

○勝木健司君 税関体制の強化についてもう一点お伺いをしたいというふうに思います。

今回の改正では、簡易申告制度の改正やVMIへの対応などが図られて、更に効率的な業務運営を図るための措置が盛り込まれておるわけであります。これまで税関では、質、量の両面で増大する国際物流に対応すべく、NACCSですか、NAICSの導入やIT化を進めてこられました。これまでも税関では、質、量の両面で増大するところにはなってきて、そういう意味では機械化、合理化が進んでいることが分かるわけですが、今言われましたとおり、しかし、やっぱりそれをチェックする人間、これは最後の人間でございますので、今いる人たちの更に研修といいますか、レベルをアップするということについて絶えず図つているわけでございますが、それでも人が足りないということになるわけあります。

ただ、この人間の増員につきましては、御承知

ろうということで、職員をむしろ増員する必要があるとの声が現場の方から届いておる、私どもの方に届いておるわけであります。

さらに、通関部門では、昨年の十月から全国八官署で執務時間外の通関体制の試行が、トライアルが行われておるということで、元旦を除くすべての日を開庁とした対応がトライアル的に実施をされておるということを承つておるわけあります。

また、本年七月に全国の港湾の二十四時間フルオープン化を本格実施する検討を行つておるとも承つておるわけでありますが、そういう状況の中で、現場では限られた人員の中でのやりくりがなされておると聞いておるわけでありますので、これらの部門の人員の十分な手当でも必要だとうふうに思います。

先ほど関税局長も、人員の増加に努めるということをされていますが、具体的にもつとどういう手当をされていくのかということを、お考えを伺いたいというふうに思います。

○副大臣(小林興起君) 基本的には、こういうコンピューターの発達してくる時代でございますの

で、今、先生言われましたように、事務処理体制をスピーディーにするためにそういうコンピュータ化、合理化を図つていく、あるいは、何といいますか、税関で怪しいものを見るためにエックス線を通してコンテナごと見るとか、税関に私も行ってみたんですけれども、すばらしい装置が入つていて、昔よりははるかにいろんなことが分かるということにはなつてきて、そういう意味でござりますが、今言われましたとおり、しかし、やっぱりそれをチェックする人間、これは最後の人間でございますので、今いる人たちの更に研修といいますか、レベルをアップするということについては絶えず図つているわけでございますが、それでも人が足りないということになるわけあります。

○勝木健司君 税関に課せられたまた大きな使命

の一つは、不正薬物等社会悪物品の水際阻止が挙げられておるわけであります。税関における不正薬物の輸入事犯については、平成十一年に二・二トン、平成十一年に一・四トン、平成十三年に一トンと、三年連続で一トンを超える押収量となつておると伺つております。また、平成十四年には九百三十八キロと、一トンを下回つておるわけであります。この九百十八キロの薬物を使用回数で換算してみると、何と千八百八十四万回の使用が可能な量だということであります。本当に恐怖を覚えるとともに、依然として大量の不正

の実績の平均値を基準とするなどの選択肢もあつたんじやないかということで、この点についても併せてお伺いをしたいというふうに思います。

○政府参考人(田村義雄君) お答え申し上げま

ただいま農林水産省からも答弁ございましたように、仮に本措置で発動された場合におきましても、消費者側に対する影響は比較的軽微なものにとどまるということございますが、やはり便乗値上げ等によって消費者に不利益がもたらされることのないよう、払込もととして農林水産省

省に適切な対応策の検討を依頼しておるところでござります。

農水省からは、適正な価格形成のために牛・肉卸売価格等の情報提供の強化に努める等、適正な対応を検討する旨聞いているところでございまし

て、今、先生がお話をございました輸入価格 자체が極めて高騰してきた場合、このような場合におきましては、これが消費者価格の騰貴をもたらす、

そのおそれが高いといふような場合には、幾つかの法律上の要件はござりますけれども、関税定率法(第二二二)をもとめて、三五開催期を二年

法の第十二条においては、生活必需物資に係る
関税の減免措置というふうな規定が置かれてござ
います。これは、輸入価格自体が著しく騰貴して

いる、あるいは騰貴するおそれがありとか、あるいは国民生活の安定のため緊急に必要がある場合であるとか、あるいはその引下げによって本邦の

産業に相当の損害を与えるおそれはないとか、様々な要件ございますが、そういう場合には適用を検討する余地はあるうかと、またどういう検討

をする必要もあろうかと考えて、いろいろでござります。

それからもう一点、前年度の実績になせといふことでござりますけれども、これもただいま農水省から御説明ございましたように、本措置の最大のポイントは、元々牛肉関税は五〇%でござります。これが今でも譲許税率でございます。今回の法案によつてこれをまず三八・五に下げるというのがまず第一点。三八・五に下げるけれども、し

○に戻しますと、これが第二点。この二つがパッケージとしてこの法案にも入ってございます。につきましては、それによりまして、言わば裁量的なことではなくて、そういうことを排することによりまして透明性を高める、あるいは一般セーフガードのような調査、判断に時間を要するということではなく、機動性を高めたというような観点から現行制度を維持しているわけでございまして、もちろん基本的には、その基準となるものをどう取るか、おつしやられたようにいろんな議論はあるうかと思います。三年平均を取ると平常年を取るとか、いろんな議論あるかと思いますが、正にこれを決められた国際間の交渉におきまして前年実績というルールが決められたわけでございますので、それを踏襲しているということでございます。

を絞った特恵適用除外措置について新たな適用基準を設ける方針と承っております。国内産業保護の観点から、こうした国、地域に対し、今回新たに設けられます除外措置の適用も考えられるのか、あるいは特恵制度の在り方の再検討と併せま

して、塩川大臣の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

（富士田）小林赳赳君、御有矢のとおり、特惠制度、開発発展途上国に対しまして、そういう国の経済の発展を支援するということで、先進国の方にして特恵遇免と斗争しているところがござ

書として 特異開拓を いたしてしまっておこなう
います。

国がどういう状況にあるかということでございまして、確かに中国から今物すごい勢いで輸入が入ってくる、しかも何か中国に行つてみると、も

うにぎわっていて、日本よりもあつちの方が経済水準が高いんじやないかなんて言つて帰つてくる方もいらっしゃるわけですけれども、やはり統計

上は、国民所得なんというものを取りまして幾らになつてゐるかということになりますと、やはり一部こよなく豊かなところがござります。

一部には中国は豊かでござりますけれども、やはり平均を取りますと、実はまだまだ発展途上国のあると、こういう数字になつてゐるわ

そういう意味では、日本としては中国に対して
引き続き特惠を供与していかなければならぬ、
けでござります。

こういう事情にあるのはこれはやむを得ないかなと思うわけでござりますが、さはさりながら、この中国からの商品のラッシュ、これで日本国内

産業が非常に痛い目に遭うということは、国内の人たち、また政府としてもこれは耐えられないと

いうところでございまして、今先生が言われましたとおり、いざというときは止めるようなこともあります必要じゃないかということで、特定の国、中国など

ら中国ですね、特定の国が特定の品目、名前は何とか言いませんけれども、あるものについてどんと持ってきたときに、これが日本の国内に非常に大きな影響を与えるものについてはこれを止めると

いうようなことを考へる中に、今、一応基準として今回考へられておりますのは、二年連続してその国の商品が輸入量も一国で五〇%を超える、そしてしかもその金額が微々たるものではなくて、十億円を超えるという大きなものについては、こういうものについては止める事ができるというようなことにしようということで、特惠関税を供与しながらも、国内産業がひどい目に遭うときは止めることができると、こういう制度を組み合わせたところでござります。

○勝木健司君 塩川大臣、一言。

○國務大臣(塩川正十郎君) 今、小林副大臣言つたとおりでございますが、私は、日本と中国との間は、国交を回復しまして三十年たちましたが、その間、何か特異な感情問題で、一つは非常に親密性というか、一つは申し訳なかつたという気持ちが残つておるのか、何かそういうことを見て、中国との関係というものを何か特異に映つてきておるということが現在ございまして、それは徐々に改めていくべきだらうと思つております。

それにはやっぱり長い時間が掛かると思うんですが、絶えずやっぱり対話を重ねてやっていくべきであると思つておりますし、この特惠関税についてもやっぱり事あるごとに向こうとよく話しあつて、他国との比較からいつこうだということを説明していかなければならぬだらうと、その努力こそ大事だと思っております。

○勝木健司君 続いて、国際開発協会、いわゆるIDAに関してお尋ねをいたしたいというふうに思います。

まず、IDA資金のグランクト化拡大の是非についてお伺いしたいというふうに思います。

IDAの十三次増資では、この二〇〇三年度からの三年間で、主たる業務である無利子融資に加えて、グランクトと呼ばれる無償資金の供与を資金総額の一八%から二一%に拡大するということがあつたわけでありまして、このIDA資金のグランクト化を拡大させることについては、人道

二国間援助と役割が重複すること、あるいはグランント化が将来的なIDA資金の縮小を招くおそれがあるという懸念も伺っております。

このようなIDA資金のグランント化の拡大やあるいはグランント化の在り方について、日本の政府はどのような見解を、アメリカ主導じなしに日本本の政府としてどのような見解をお持ちなのかお伺いしたいというふうに思います。

○國務大臣(塩川正十郎君) これはしばしば国際会議で問題になりまして、各国で大分意見が違います。これを非常に強く主張しているのは米国なんですがございまして、結局、ヨーロッパなり、私たちの考えもヨーロッパ的に近いと思つておりますけれども、しかし、考えてみれば米国の言うのも一理があると思つておるんです。

要するに、融資をいたしましてもどうせ返つてこないものを、借款で返つてこないものを無理に取り上げてみてもしようがないじゃないか。それだったら、援助する中でむしろもう無償で上げた方がかえつていいんじゃないのかと、負担、お互いの負担がですね、という考え方。

簡単に言いましたらそういう考え方に基づいておるんとございまして、米国の主張はよく分かりますけれども、ヨーロッパ諸国の考えは、それはあながち米国のように考えておるというものじゃございません。

私は、かつて、あれはワシントンで会合がございましたときには、やっぱり最貧国ですね、最貧国に対する支援が必要なんじゃないかと私はそう思つておるんです。それは相手方によりますから、個々の交渉をよく見た上で進めていきやいと思っておりまして、ただ一律に強制的なものにするという必要はないんじゃないかと思つております。

○政府参考人(渡辺博史君) 趣旨及び考え方につきましては今、大臣の方から御答弁がありましたので、私の方から、委員の御指摘の二つの問題、他の機関との重複の関係、それから今後の資金繰

りについての影響の問題についてだけ補足的に御答弁申し上げます。

まず、国連機関や二国間援助、こういうのがグランントが主体で行われているわけでござりますが、それとの役割の重複の問題につきましては

今までIDAがグランントを導入いたします分野は、今回IDAが融資の形で行つてきた分野、その分野においてのみ、このグランントと合わせて、いわゆる抱き合わせの形で融資及び贈与を行うとい

う形で考えております。

具体的には、いわゆる紛争を経験した、俗称ボストコンフリクトという国々とか、あるいは途上国においてエイズの問題というのは非常に深刻になつてしております。こういうものに対する対策といふのは、貸したものに対して金銭的に何カリターンが上がつてくるというのではありませんので、それに対して後ほど、幾ら無利子とはいえる本を返せという形になるわけありますから、そういうものは無理があるうということでやるものではありません。

したがいまして、従来から行つていきましたIDAとあるいは国連機関との間の役割分担を、今回

の制度変更によつて大きく変えるということでは

ないというふうに考えております。

それから、将来的にIDAの資金の縮小を招く

という御指摘は正に御指摘のとおりでございまし

て、今まででは融資であったものが返つてこなくな

るということをございます。ただ、しかしながら

元々、IDAの融資自体が四十年といった極

めて長い貸し方をしているわけをございますか

ら、そういうものの現在価値というものと比べて

みた場合、さほど大きなものではございません。

あと、将来的にどのような金額がIDAにおい

て必要になるかというのは、例えば、現在貸して

いる国がうまく開発が進んで卒業をしていきます

と、IDAの対象国自体も減っていくということ

も考えられます。例えば、九〇年代前半において

は中国というのが非常に大きな借り手になつて

いるわけでありますけれども、中国は今、このID

Aから卒業いたしまして世銀からのみの借入れとすることになつておりますので、そういうような国がまた出してくれば資金需要が変わつくると思

いますので、そういうことを勘案しながら、次回

以降の増資等で慎重に内容を見ながら検討をして

いきたいというふうに思つております。

○勝木健司君 次に、ODAの債務削減についてお伺いしたいと思います。

最貧国支援の一環として、日本においても国際

協力銀行が途上国に貸し付けております九千億円

の債権を放棄するということが決定されたと聞い

ておるわけであります。しかし、この九千億円と

いう金額は日本の財政事情をかんがみますと決し

て少ない金額ではなかろうと思ひますし、放棄す

る債権の償却財源として、国際協力銀行の積立金

などのほか、国際協力銀行への交付金として本年

度の一般会計に三百億円を計上しておられるわけ

であります。これについて、政府と国際協力銀

行の間で損失分をどのようにルールに基づいて負

担を、分担をされていくのか、お伺いをしたい。

また、今回の措置は国民の負担をやはり伴うも

のであるわけでありますから、国民に対してもい

ま一度説明責任は果たすべきじゃないかといふ

うに強く思うわけであります。これについても

政府の見解をお伺いしたいというふうに思いま

す。

○政府参考人(渡辺博史君) お答え申し上げま

す。

我が国は、既に一九七八年に、国連貿易開発会

議、英語でUNCTADと申し上げますが、そこ

の貿易開発理事会の決議ということで、債務救済

ある国々に対して行うということを決めておりま

す。また、それに加えまして、一九九九年のケ

ルン・サミットにおいて合意されました拡充重債

債務貧困国ニシアチブ、俗称HIPCIニシアチ

ブというものがございますが、それに基づいて

も、これらの国々に対する債務救済というのを既

にコミットをしておるわけでございます。

今回、方式の変更をいたしましたが、その方式

の変更の対象国は、この一九七八年の決議、ある

いは九九年のニシアチブに基づいて対象とした

国々と同じでございます。

これまで日本が取つておりました債務の救済方

式は、まず、我が国に対する債務を最長四十年間

繰り延べるという措置を取つた上で、お金を返さ

なくていいということになりますとその国にとつ

て言わば片が付くわけでございますから、その

余った金を何に使うかということは向こう側の政

府の裁量にゆだねられるわけでありますけれど

も、日本国の政府としては、そういう形で浮いた

お金が例えば軍事目的に使われるということ

で考えておりまして、そういう意味から、我が国

は、債務救済をやつた趣旨に合わないということ

でいたしましては、一遍返していただいて、そ

の後で非軍事目的に使うということが明らかになつ

たものに對して今の払つていただいた金額と同額

のものを無償資金として交付すると。ですから、

お伺いをしておりまして、そういう意味から、我が国

は、債務救済をやつた趣旨に合わないけれども、そ

の後で非軍事目的に使うということが明らかになつ

たものに對して今の払つていただいた金額と同額

のものを

そういう国もあつたようござります。それから、最後に申し上げました使い道がきちんと使われているかどうかかということにつきましては、既にIMFとか世銀とか国際機関を通じて、それぞれの国に対して、こういう方向で経済計画を進めることについてはかなりのモニタリングができるようになつておりますし、その中で日本政府も理事を通じましていろいろ意見が言えるようになつてきております。そういう段階におきましては、そこはIMFなり世銀なり例えばアジア銀なりの、そういうところのモニタリング機能にある程度依存していいのではないかということで今回方式を切り替えまして、一遍払つてもらつてその後にファイナンスをするという仕組みを変えたということでございます。そういうことで、昨年から外務省、財務省、経済産業省及び国際協力銀行の間で検討を行いまして、今回からそういう形に切り替えたというわけでござります。

したがいまして、今回の措置自体は、既に国際的に公約したものについての方式の変更だけであ

りますので、新たな負担を我が国政府あるいは國民が負うというものではございませんけれども、

そこら辺の説明については、昨年の十二月に外務省、外務大臣の方からの御説明があつたようであ

りますけれども、議員御指摘のようにやや国民に届いていないという御指摘あるとすれば、我々

としてもまた何らかの方策を考えていきたいと思

いますし、外務省あるいは財務省のホームページにおいてもこの経緯の説明あるいは考え方について掲示をしているところでござります。

それから、費用の分担につきましては、基本的

にはJBICに今までありますと、一遍先方

いうことで考えておりますが、今年度交付金で

三百億円立てておりますのは、例えは昨年ま

で、先ほどのような方式でいいますと、一回返し

から返したものに對して無償を払つてゐるわけで

すが、この無償資金として三百四十五億円、十四

年度の場合は計上しているわけでござります。今

年は、根本的には共通しておりますけれども、やり

ます。

○國務大臣(塙川正十郎君)

私は余り深いことを知りませんが、しばらくの間、この一年間、国際金融関係の話をしたりしておりまして、私たちと

お伺いをして、終わりたいというふうに思いま

す。

港湾の二十四時間フルオープニング化の問題について伺いたいと思います。

私は、先ほど勝木議員の質問の中ありました

税関は、セブンデーズ・オープン・トライアルと銘打つて、税関の執務時間外における通関体制

の試行ということを昨年の十月十五日から今年の三月三十一日までの期間でということで実施され

ております。もう間もなくこれが終わるというこ

となんすけれども、既に一月の段階でその中間

回はそれは制度は切り替わりましたけれども、その三百四十五億円今まで政府が外務省經由で先方に渡していたものを逆にJBICに渡して、JBICで債権を償却するという形にするということでおきまして、そのように思つております。そういう債務に言えれば金額としては少なくなると、そういう

救済無償の方式を続けるよりは、なるべく短い間で全体の債務をカットをするという方が現在価値でございますが、ところが援助を受けた国はそれだけの

で、基本的に今は今までの負担と同じような形で考えていきたいと思っております。

いずれにせよ、四十年にわたつてこういう債務的に言えれば金額としては少くなると、そういう

判断もありまして今回決めさせていただいたといたいというふうに思います。

最後に、塙川財務大臣にお伺いをしたいというふうに思いますが、イラクの状況と今後国際情勢がますます予断を許さない環境となつてくること

が考えられるわけであります。こうした状況の中で、国際金融機関の途上国に対する支援という考え方も根本から見直す、あるいは問われてくるん

で、今後、世銀グループを始め国際金融機関の活動の中で米国主導で支援体制が作られるという懸念があるわけで、このグランント化についてもあつたわけでありますので、そのとき日本は単に米国

が考えられるわけであります。こうした状況の中でも、二十四時間使えるようにしていくこと

が、国際間の交流が増大していく中に必要性が非常に増してくると。そういう体制に後れを取つた

港にあつてもあるいはこういう港、港湾にあつていつも二四時間使えるようにしていくこと

が、国際間の交流が増大していく中に必要性が非常に進んできているわけでございます。

そういう中で、我が国としても後れを取つてはならない、先進国としての地位をきちっと占めていかなければなりませんが、つまり行政能力が低いのでございま

すから、そういうものを手伝いながら援助をしていくということをやっぱりやっていくべきだと思つております。

○勝木健司君 ありがとうございました。

○副大臣(小林興起君) 御承知のとおり、今や空港にあつてもあるいはこういう港、港湾にあつていつも二十四時間使えるようにしていくこと

が、国際間の交流が増大していく中に必要性が非常に増してくると。そういう体制に後れを取つた

港にあつてもあるいはこういう港、港湾にあつていつも二十四時間使えるようにしていくこと

が、国際間の交流が増大していく中に必要性が非常に進んできているわけでございます。

そういう中で、我が国としても後れを取つてはならない、先進国としての地位をきちっと占めていかなければなりませんが、つまり行政能力が低いのでございま

すから、そういうものを手伝いながら援助をしていくべきだと思つております。

○勝木健司君 ありがとうございました。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。

私は、先ほど勝木議員の質問の中ありました

港湾の二十四時間フルオープニング化の問題について伺いたいと思います。

私は、先ほど勝木議員の質問の中ありました港湾の二十四時間フルオープニング化の問題について伺いたいと思います。

私は、先ほど勝木議員の質問の中ありました港湾の二十四時間フルオープニング化の問題について伺いたいと思います。

私は、先ほど勝木議員の質問の中ありました港湾の二十四時間フルオープニング化の問題について伺いたいと思います。

中でも、何で二十四時間やらないかぬのかということが疑問に感じている業界の方が多くなつてきているという、そういう実態があることをまず押さえおかないかぬと思うんですね。ですから、この結果を見てもかなり出ておりまして、税関があるいは財務省が考えたほどの実態にはなつていいと思うんですよ。

こういうこと書いてあります。評価報告書を見ますと、ターミナル業者の意見として、コンテナターミナル、これはもう扱いが大体八割から九割の貨物が今はもうコンテナになつてているんですね、コンテナターミナルの業者。貨物量が全体に少ないので、當時貨物の受入れ体制を整えておくことはコスト増になると。それはそうでしょうね。昼間の体制を夜に持っていくと、荷物が入ればクレーンも動かさなければいけないかぬ、トラックも動かさなければいけないかぬ、人数は要るということになるんですよ。だから業者としても、昼間十扱う人、一人で十扱うとする、そのままその人を置いておかなかぬわけです、夜もね。これはもうコスト増になるの当たり前なんです。それから、コンテナターミナルゲート、これオーブン時間を延長した。しかし、時間外のコンテ貨物の搬出入の要請は少ない。要請があるかないかも分からぬという。大事なところですよ。これは当たり前なんですね。夜中に必要なことですよ、運び込まれる必要も。搬出入しない。そうすると、税関は受け付けて通関します。荷物、コンテナターミナルゲートからくぐつて入つてこない。そうすると、その荷物どこにあるんですか。ヤードが別にあればヤードに置いておくんでしようけれども、あるいは、通関はしたけれども荷役しない、積み上げない、降ろさない、あるいは積み込まない、こういうことですよ。非常に不経済ですよね。

結局、ということは、通関件数は確かにこうやつて増えている。増えているけれども、これ費用対効果からいってたらマイナスだ、過剰な行政サービスだということになつちやうわけですね。

それから、数字におきましても、確かに、日曜

何のための行政サービスやっているんだ、不必要な行政サービスやつているということになるだろうと。

それから、結局は、搬出入が少ないということは、夜間の荷役は必要ないと。だから、商社とか船会社が夜間通関すると、それだけじゃ困るんですけどね。船会社は、降ろしてもらわなければ、荷役を終わらして早いこと港から出ないと滞船料取られちゃうわけだから。滞船料を減らしたいといふのが彼らの願いですかね。それからすると、これ何の意味もないということになるわけですね。

結局、要請が少ない、搬出入の要請が少ないと。一部の船会社と商社の利益のために過剰な行政サービスやつているということになるんじやありませんか。

○政府参考人(田村義雄君) お答え申し上げま

す。このままで中間評価でございますけれども、これも先生御承知のように、正に私どもとしては、客観的に透明性を持つて、取りあえず三か月間にわたる数字について幅広く、もう大企業、中小企業、いろいろなところから、コンテナターミナル業者、港湾業者、通関業者あるいは職員、皆様から聞いたところをそのまま全部載せました。正に

○池田幹幸君 大臣の方は答弁なさらずに、不規則発言で考え方があくまでも重點的なことを考えていきながら進めるということをございまして、また、そういうことが望まれていると、そのように考えております。

○池田幹幸君 大臣の方は答弁なさらずに、不規則発言で考え方があくまでも重點的なことを考えていきながら進めるということをございまして、また、そういうことが望まれていると、そのように考えております。

そこで、あるいは利用者があるかのように分析して、それで必要なんだと出しているんですよ。こ

ういう恣意的なやり方というのは、結論先にあり

うに、あるいは利用者があるかのように分析し

て、それで必要なんだと出しているんですよ。こ

ういう恣意的なやり方というのは、結論先にあり

うに、あるいは利用者があるかのように分析し

ことが問題になるんですか。これは全部、国内への荷物の搬入、それから国内からの搬出の問題ですよ。そうでしょう。積み替える荷物、通関する必要なんかないじやないですか。全然違う問題をあなたはおっしゃっているんですよ。

この問題は、要するに輸出入業者の問題と国内のメーカーの問題なんですよ。そんなことを、そのため行政サービスをしようというわけでしょう。違う問題を持ってきて言われても困る。

それからもう一つ言えば、その国際競争云々のことと言つても、じゃ、いつまでもいわゆる日本の港をハブ港湾として、中継としての港として栄えさせていこうという考え方、いつまでもそんなこと通るのかと。既に、昔と違つて日本は土曜、日曜、メーカーも休んでいる、そういう時代になつてきてるんですよ。そういうところの構造を言うなら、そういうことを考えて言われるべきだろうということを申し上げて、もう時間なくなります。終わります。

○大渕絹子君 国際開発協会の質問をやらないと

の現在、累計出資額というところを見させていたりますと、アメリカが全体シェアの二三・六二%で、二百五十八億四千百万ドルですね。そして、日本が二百四十一億三千七百万ドルと。ここに一%ちょっとぐらいしか違わないんですね。これ見て私は唖然としたんですよ。いやあ、これはすごいんじゃない。更に今回一千四百七十八億円日本が負担をするということですけれども、今の状況からすれば、ここはもう少し下げてもよかつたのではないかなど。

昨日説明いただいたときには、そう不思議に思わず。

○大渕絹子君 言つたんですけども、今ずっと数字を眺めて

なかつたんですけども、今はちょっと言つておかなければいけないんじやないかなというふうに思つたんですけれども、御答弁いただければ。

○政府参考人(渡辺博史君) 御答弁申し上げま

す。

今議員御指摘の一〇〇〇〇年のGDPにおけるシェアと、それとIDA13における出資シェアは、正に議員御指摘のとおりでございます。しかしながら、今回の増資と前回の増資の比較ということで申し上げれば、正に日本は、現在の経済状況等を考えて、これまでのシェアを一・数%下げる形になつておりますのに対しまして、アメリカは前回のシェア二〇・八六%から今回三一・四八%に上げるという形になつております。

○大渕絹子君 お金だけ出して使い方については

余り文句が言えないような状況であるならば、やっぱりきっちと日本が独自に援助、どういう援助をしたいかという主体性を持つて使えるところにより出していく方が私は有効だというふうに思つております。

○大渕絹子君 お金だけ出して使い方については

余り文句が言えないような状況であるならば、

やつぱりきっちと日本が独自に援助、どういう援助をしたいかという主体性を持つて使えるところにより出していく方が私は有効だというふうに思つております。

には言えないということですけれども、どうして言えないんですか。

○政府参考人(田村義雄君) まずお答えのうちの一つとして、今二五%のお話、これは確かにそうございます。これまで二五%というルール。これはただし、一度高所得国になつた、つまり特恵対象国であるけれども、高所得国、例えば世銀の言うルールでいいますと九千億ドル一人当たりGDPを超えるような国になつた、その場合には二五%のシェアでございますというのが今までルールでございましたけれども、今回は、そういう高所得国になるならないは別として、トータルとして五〇%のシェアというふうにしたわけでございまして、それが一点でございます。

それから、その財につきましては、それぞれの財、貿易統計から拾えればこれは当然であるわけでござりますけれども、ただ、それぞれについて実際にその対象にするかどうかをこれから議論しなきゃいけないところでございまして、各それぞれの所管省庁とまだ議論を進めていく必要があるからあえて申し上げていなだけ、拾えれば取れるということを申し上げております。

○大淵絢子君 二年連続といふのは、過去において二年連続ということで考えてよろしくうござりますね。

○政府参考人(田村義雄君) はい。

○大淵絢子君 はいとおっしゃつてくださいましたので。

それでは、中華人民共和国の中で香港地域、マカオ地城が除かれていますけれども、これはどうしてですか。

○政府参考人(田村義雄君) 香港、マカオにつきましては、その取扱い、いろいろな議論はあるとかと思いますが、少なくとも現在までのところ、どちらもそれぞれの国的基本法におきまして、もちろん中国には返還されておりますけれども、関税地域としては独立関税地域というふうにされておりますので、例えばAPECあるいはWCO、WTO、いろいろな国際機関におきましても香

港、マカオは一応独立の地域として扱われておりますので、独立した関税地域である以上は別に扱うというふうに関税上は考えております。

○大淵絢子君 そうか、そういう答弁だと私が後で言えなくなるのね。本当は上海とか深圳とか今この、すごく地域特定ですごく経済が発展している地域もこの香港やマカオと同じように地域指定を

して外していくことができるんじやないかと私は今言おうと思ったんですけども、関税の扱いが独立しているということなんですね。そういうふうに思つても無理ですね、これは。だとちょっと私が言つても無理ですね、これは。だから実用新案権、意匠権及び育成者権の侵害物権についても、従来からの商標権、著作権などの侵害物品と同じように輸入差止め申立て制度の対象に加えられましたけれども、いわゆる申立て担保制度を取るようになったわけですから、この中で、相当と認める額の金銭を供託すべきことと、こう命ずる制度になつていますけれども、この場合の相當と認める額というのは一体どのぐらいいの、どの程度の額というふうに想定をされるのかというのをちょっとお伺いをしておきたいといふうに思います。

○政府参考人(田村義雄君) 技術的な御質問です。ので私から答弁させていただきます。

今回、特許権等を新たに輸入差止め申立て制度に加えましたけれども、国際的にTRIPsという協定がございまして、商標権等と違つて特許権等をこの輸入差止め申立て制度に加える場合には、この解放金制度というのを設けなきやならないという条約がございます。それに基づきまして私どもはこの解放金、言わばそういう担保金を設定するということを今回も設けたわけでございます。

○大淵絢子君 はい、ありがとうございます。

先ほど税関職員の増加についても質問がありまして、純増、今年度、十五年度ですね、来年度で数少し足りないのではないかなと私自身も思うんですね。そして、今の状況からすると一気に増やしていくというのは無理だと思つうんですけども、例えば農水省などは、行政改革によってかなり検査体制のところが手が空くところも出てき得るようになりますと、税関の職員に再教育をして配置替えをするようなことといたりは考えられないんでしょうか。特に私は農産品の、農業の基準とかそういうものについてもう少し厳重にチェックをする体制作りというのは極めて重要なってくると思うんで、そうしたところに替えていくといふようなことを流動的に考えたらいかがかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(小林興起君) 多分この問題について所管が政府としては違うんじゃないかなと思うわけでございまして、ある省庁の職員をこつちへ持ってきて使うということについて、そういうことが決められるのは我が省ではないと思うわけでございますが、一般的の政治家として、そういうことは考えられている、考える我々の意見の中にもあるわけでございまして、そういうことをやっていくのが真的行政改革になじむんじゃないかなという声は政治家の間にあるわけでございまして、それを具体的な日本の官僚制度の中でどう生かしていくことができるかというの私はやっぱり大きな問題だと思っております。

○大淵絢子君 ぱしつとそれはもう有効に人材活用するというようなことが出てこなければおかしいですね。せつかく有能な人材を抱えながら、そこが余つているというような状況があつたときに、もちろんそれは相手省庁が余つてているとは言わないでしようね、実際に今の体系の中では言えない状況にあると思いますけれども、余剩人材は上手に使っていく必要があるというふうに思いましたので、是非考えてください。

先ほど税関職員の増加についても質問がありまして、純増、今年度、十五年度ですね、来年度で数少し足りないのではないかなと私自身も思うんですね。そして、今の状況からすると一気に増やしていくというのは無理だと思つうんですけども、例えば農水省などは、行政改革によってかなり検査体制のところが手が空くところも出てき得るようになりますと、税関の職員に再教育をして配置替えをするようなことといたりは考えられないんでしょうか。特に私は農産品の、農業の基準とかそういうものについてもう少し厳重にチェックをする体制作りというのは極めて重要なってくると思うんで、そうしたところに替えていくといふようなことを流動的に考えたらいかがかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(小林興起君) それは制度としては、この検査体制をだんと強力にやつて入れないということもかなりできるんですね。だから、中国に対してはそういうこともこちら側では防御できる体制として取り得る体制なんです。そういうことも是非、こうした税関の会議などがありましたが大臣の方からも主張していただけますようお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副大臣(小林興起君) それは制度としては、この財務省がこういう食品は衛生上問題じやないかといふうにはなつていません。これはやつぱり農林省とか厚生省、役所がいいか悪いかということを判断して、そしてそれが悪いと言つてはいるのにその検査を迂回して税関のところを通そうとするときに、待つてくださいと、証明書がないですよというのがこの税関の役割でございまして、いかぬものは入れないんですけども、向こうが入れてもいいよというものについて、來たものについて、財務省がそれは食品衛生上おかしいじやないかということは言えないわけでございますから、そこを分かつていただいて、ただ、塙川大臣の方から政府の考え方として、怪しいも

のは関税ではなくてそもそも検査をしっかりとしないようにしようという、それは政治として考えていくことは十分に承知していると思いま

す。

○政府参考人(田村義雄君) 副大臣の答弁に若干

補足させていただきますと、基本的には、今正

に、厚生労働省や農林水産省の各所管官庁が責任

を持つてそれぞれ食品衛生などの観点から検査を

行う、安全確保に努めているところでござい

ます。

けれども、税関におきましても、これらの措置の

実効性を言わば担保するために、言わばダブル

チェックといいますか、所管の手続の完了ができ

たかどうかを確認する義務が私どもございます

ので、そこはよく連携を取りながら輸入食品の安

全確保に努めてまいりたいと存じますが、第一義

的にはやはりそれ所管省庁が責任を持つて

やつてあるということは申し上げてさせていただ

きたいと思います。

○委員長(柳田稔君) じゃ、大臣、答弁されます

か。大臣、答弁されますか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 今、それは非常に大

事な問題でして、今、食の安全問題が政府として

取り組んでいるところですから、それは大島大臣

にこういう質問があつたということは伝えておき

ます。

○大渕絹子君 ありがとうございました。

終わります。

○委員長(柳田稔君) 他に御発言もないようです

から、両案に対する質疑は終局したものと認めま

す。

これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○大門実紀史君 両法案に反対の討論を行いま

す。

関税定率法案に反対する理由を特に二点申し上

げます。

第一は、加工再輸入減税制度の対象品目への革

靴製品の追加が、中小零細の多い製造業者に死活

にかかる打撃を及ぼすからであります。国内の

伝統技術を守る立場から反対をいたします。

第二は、簡易申告制度の改正が検査体制を一層

骨抜きにするおそれがあるからです。

本法案は、特恵関税制度、農産物の特別緊急関

稅の適用期間延長など賛成できる点もあります

が、法案全体としては賛成できるものではござい

ません。

次に、国際開発協会増資法案です。

国際開発協会を含む世界銀行グループは、元世

銀副総裁であつたステイグリツ・コロンビア大

学教授が述べているように、アメリカが自国の經

済的利益を世界市場で追求する、すなわちアメリ

カ主導のグローバリズムの先兵の役割を果たして

います。特に、その具体的的手法である構造調整フ

ログラムは、融資と引きかえに途上国に画一的な

緊縮財政、市場開放などを押し付け、各国から今

現在も批判的になつてゐるところです。世界銀

行グループの民主的な改革が行われていない下

で、追加出資をすることには反対せざるを得ませ

ん。

以上述べて、反対討論といたします。

○委員長(柳田稔君) 他に御意見もないようです

から、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。

まず、関税定率法等の一部を改正する法律案に

ついて採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田稔君) 多数と認めます。よつて、

関税暫定措置法の牛肉に係る関税の緊急措

置の延長に関しては、平成十三年九月のBS

E発生以降牛肉消費が不安定に推移している

ことによるかんがみ、その発動の影響に配慮する

こと。

急速な高度情報化の進展により、経済取引

の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況

にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務

の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力

を払うこと。

最近における国際化の進展等に伴い税関業

務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ

迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤

を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの

強化に対する国際的・社会的要請が高まつて

いることによるかんがみ、税関業務の特殊性を考

慮し、税関職員の定員確保はもとより、その

待遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段

の努力を払うこと。

特に、港湾の二十四時間フルオープニング化及

び構造改革特区の進展に対応した、通関部門

等の新たな勤務体制の移行に当たっては、そ

の趣旨を十分に考慮した体制の実現に努める

共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべき

である。

一 関税率の改正に当たつては、我が国の貿易

をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点

から国内産業、特に農林水産業及び中小企業

に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある

対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向

上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たつては、より一層

適正・公平な課税の確保に努めること。

一 関税暫定措置法の牛肉に係る関税の緊急措

置の延長に関しては、平成十三年九月のBS

E発生以降牛肉消費が不安定に推移している

ことによるかんがみ、その発動の影響に配慮する

こと。

急速な高度情報化の進展により、経済取引

の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況

にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務

の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力

を払うこと。

最近における国際化の進展等に伴い税関業

務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ

迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤

を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン

条約該当物品等の水際における取締りの

強化に対する国際的・社会的要請が高まつて

いることによるかんがみ、税関業務の特殊性を考

慮し、税関職員の定員確保はもとより、その

待遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段

の努力を払うこと。

特に、港湾の二十四時間フルオープニング化及

び構造改革特区の進展に対応した、通關部門

等の新たな勤務体制の移行に当たっては、そ

の趣旨を十分に考慮した体制の実現に努める

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田稔君) 多数と認めます。よつて、

峰崎君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会

の決議とすることに決定いたしました。

○國務大臣(塩川正十郎君) ただいま決議のあり

ました事項につきましては、政府といたしまして

も御趣旨に添つて配意してまいりたいと存じま

す。塩川財務大臣。

○委員長(柳田稔君) ただいま決議のあり

ました事項につきましては、政府といたしまして

も御趣旨に添つて配意してまいりたいと存じま

す。峰崎君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

○委員長(柳田稔君) 次に、国際開発協会への加

盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田稔君) 多数と認めます。よつて、

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして

は、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十九分散会

平成十五年四月八日印刷

平成十五年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C